

Direcção Regional do Algarve

Anuário Estatístico – Região Alentejo 1998

Instituto Nacional de Estatística

Direcção Regional do Alentejo

Anuário Estatístico – Região Centro 1998

Instituto Nacional de Estatística

Direcção Regional do Centro

Anuário Estatístico – Região Norte 1998

Instituto Nacional de Estatística

Direcção Regional do Norte

Anuário Estatístico – Lisboa e Vale do Tejo 1998

Instituto Nacional de Estatística

Direcção Regional de Lisboa e Vale do Tejo

Estatísticas do Emprego, 1999 1º Trimestre

Instituto Nacional de Estatística

Estatísticas do Emprego, 1999 2º Trimestre

Instituto Nacional de Estatística

Estatísticas da Protecção Social 1997

Instituto Nacional de Estatística

第5章 英語圏諸国

釜野さおり

- I. アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの基本資料
—出生、家庭、就業動向の概略—
 1. 総人口および年齢構成
 2. 結婚の動向
 3. 出生動向
 4. 家庭動向
 5. 就労動向

- II. アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの家族政策

- III. 国別研究その1 アメリカの保育
 1. 保育の担い手
 2. 父親の保育について
 3. 親の保育施設の情報源
 4. 保育費用—その1
 5. 保育費用—その2
 6. 産業データからみた保育サービス

- IV. 国別研究その2 アメリカ・インディアナ州ラファイエット地域の保育施設

- V. 個人へのインタビュー：出産と仕事の調整を中心として

- VI. アメリカの結婚、出生、就業動向に関する資料

はじめに

今年度は、最終年度に行う比較分析を念頭に置いて、その基礎的情報や資料の収集を手がけた。本報告の I では、英語圏 4 カ国の出生動向、家庭動向および就業動向の概観をまとめ、II では家族政策をまとめる。次に国別研究として、アメリカにおける保育状況 (III)、インディアナ州ラファイエット地域の保育施設の調査 (IV)、個別家族のインタビューをもとに女性の出産と仕事の調整状況 (V) をまとめる。最後に、IV でアメリカの出生や家庭動向に関する詳しい資料を紹介する。

I. アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの基本資料

—出生、家庭、就業動向の概略—

まず、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの出生動向、家庭動向、就業動向の概略をまとめる。

1. 総人口および年齢構成

ここで取り上げる英語圏の 4 カ国は、大きさが非常に異なっている。アメリカの総人口は 2 億 6 千万、イギリスは 5 千 9 百万、オーストラリアは 1 千万 9 百万、そしてニュージーランドはかなり小さく、3 百 7 十万人である。15 歳未満の割合は、イギリスでは 20% を切っている。一番高いのはニュージーランドである。4 ヶ国の中で最も少子高齢化しているのは、イギリス、ついでオーストラリア、アメリカ、ニュージーランドの順である。

データ年	アメリカ 1997	イギリス 1997	ニュージーランド 1998	オーストラリア 1999
総人口	267,783,607	59,009,000	3,788,300	19,021,400
15 歳未満の割合	21.6%	19.5%	22.7%	20.7%
65 歳以上の割合	12.8%	15.7%	11.7%	13.5%
TFR	2.032 (97) 2.058 (98)	1.73 (96)*	1.97 (97)	1.76 (98)
結婚年齢		1996 年 (平均) 男性 29 歳 女性 27 歳	1998 年 (平均) 男性 29.2 女性 27.1	1998 年 男性 34% 女性 21%30 歳以上
	1998 (中央値) 男性 26.7 女性 25.0		1997 (中央値) 男性 28.3 女性 26.5	

* Statistical Abstract of the United States, 1997.

2. 結婚の動向

(1) 結婚数と結婚率

イギリス、ニュージーランド、オーストラリアに共通して、結婚数は減り続けている。ただし、オーストラリアでは 1997 年から 98 年にかけてわずかに上昇した。これが今後続くかどうかについては、明らかではない。どこの国でも、結婚全数に再婚がしめる割合は、高くなっている。イギリスでは 5 分の 1 (1996)、オーストラリアでは 3 分の 1 (1998)、ニュージーランドでは 3 分の 1 である (1997)。

イギリスの結婚数が 1970 年をピークに下がっている。1996 年には、男女とも初婚である結婚は 185,000 件であったが、これは結婚数ピークの 1970 年の半数にも満たない。

オーストラリアでも、過去 20 年間下降傾向をたどってきたが、1997 年から 98 年にかけてわずかに上昇した。人口 1000 人あたりの結婚数は、5.9 である。これはアメリカの 8.3 (1998 年) より低い、イギリスの 5.5 (1995 年) よりはやや高い。

ニュージーランドでも同様に、結婚数および結婚率 (未婚者 1000 人あたりの結婚数) が 1971 年の戦後のピーク以来、低下傾向にある。1971 年では 27,199 件であったのが、1997 年では 19,553 件であった。結婚率の方は、1971 年では 45.5 であったが、1996 年の 16.5 からさらに低下し 1997 年では 15.7 になった。未婚の割合は、1970 年代に比べると高いが、今世紀始めの 1901 年と同程度である。その時からの変化を見ると、当初は 40% 以上が未婚であったものが、下がりつづけ、1971 年には 23.1% までになった。その後、わずかに上昇し 1996 年では 31% であった。

(2) 婚姻地位

各国の 15 歳あるいは 16 歳以上の人口の婚姻地位は、次の通りである。国によって、カテゴリーの設定の仕方が異なるが、大まかに言うと、未婚の割合が一番低いのはアメリカ、一番高いのはニュージーランドである。オーストラリアの性別のデータは入手中である。

アメリカ	(15歳以上)	
	男性	女性
未婚	31.2%	24.7%
結婚	54.7%	51.1%
配偶者不在(離別等)	6.6%	7.4%
離婚	8.2%	10.2%
死別	2.5%	10.3%
計	100	100

イギリス	(16歳以上)	
	男性	女性
未婚	23	18
結婚	60	55
同棲	7	7
離別	5	8
死別	4	12
計	100	100

オーストラリア (15歳以上)	
未婚	32%
結婚	56%
離婚	7%
死別	6%
計	100

ニュージーランド (16歳以上)	男性	女性
	未婚	33.1%
初婚	43.5%	41.8%
再婚	6.0%	5.3%
離別	3.1%	3.6%
離婚	4.9%	6.0%
死別	2.4%	9.3%
不明	7.0%	6.3%
計	100	100

(3) 年齢別婚姻地位

年齢別の婚姻地位は次の通りである。

イギリス (性別・年齢別)、1996-97年								(%)
イギリス	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75歳以上	16歳以上
男性								
結婚	3	48	73	80	82	74	62	60
同棲	8	18	8	5	2	1	1	7
未婚	89	30	12	7	5	6	5	23
離別・離婚	-	4	8	8	8	6	3	5
死別	0	-	-	1	3	13	29	4
女性								
結婚	8	55	72	77	75	53	28	55
同棲	15	14	6	4	2	1	0	7
未婚	75	23	7	4	3	6	7	18
離別・離婚	1	8	14	12	7	6	3	8
死別	0	-	1	3	12	35	62	12

出典：Social Trends, 29

オーストラリア(1996-1997年)

(%)

	20-29	30-39	40-54
男性			
結婚	28	68	80
同棲	13	8	4
つきあっているが、一緒に住んでいない	13	7	2
誰とも付き合っていない	44	17	14
女性			
結婚	33	75	74
同棲	16	8	7
つきあっているが、一緒に住んでいない	20	3	2
誰とも付き合っていない	31	14	17

出典：Negotiating Life Course Survey, 1996-97

ニュージーランド 1998年

	25-29	30-34
未婚	89.3	58.6
結婚	29.5	58.6
その他	0.2	5.2
パートナーと同居している	29.5%	36.2%

(4) 結婚年齢

これらの国では、共通して、結婚年齢が上昇している。アメリカの初婚年齢は、女性だけを見ると、戦後 1947 年の 20.5 歳から 1950 年代にかけてやや下がり、1956 年では 20.1 であったが、その後上がり続け、1998 年に 25 歳になった。男性もほぼ同様の傾向をたどったが、ピークは 1996 年の 27.1 歳で、その後 2 年連続で下がり、1998 年には 26.7 歳であった。

イギリスの初婚年齢は、1996 年で男性 29 歳、女性 27 歳で、1971 年の 25 歳、23 歳から男女とも 2 歳も上昇している。

ニュージーランドの結婚年齢も、あがっている。初婚同士の場合、1998 年で、男性 29.2 歳、女性 27.1 歳である。(1971 年では、男性 23.0 歳、女性 20.8 歳であった。)

オーストラリアの結婚年齢はあがっており 1998 年の結婚では、初婚の男性の 34%、女性の 21% は 30 歳以上であった (ABS, 1999, Population Special Article - Marriage and Divorce in Australia, 1998) (平均初婚年齢のデータは引き続き検索中)。

(5) 同棲

結婚年齢も上昇しているが、これらの国では同棲も増えている。イギリスでは、90-91 年から 98-99 年にかけて、どの年齢層についても同棲の割合が増えている。18-49 歳の未婚者の同棲は、1981 年の 2 倍の 25% になった (General Household Survey)。20-24 歳では、女性の未婚者の 27% が同棲している。25-34 歳に限ると男性 19%、女性 39%、30-34 歳では男性 44%、女性 35% が同棲している (Social Trend 30)。

ニュージーランドでも、同棲が増えている。1981 年 (同棲のデータを集めた最初の年) では、15 歳以上の 3.8% だったが、1996 年には 8.5% まで増えている。1996 年では、のカップル関係にある 15-44 歳の女性の 5 人に 1 人は同棲関係であった。

オーストラリアでは、1998 年に結婚したカップルの 67% は、その前に同棲していた。

アメリカでは、同棲を正式にたずねていないため、いろいろな推計方法が研究されている。Casper, Cohen & Simmons (1999) によると、1995 年の調整済み POSSLQ 値 (person of the opposite sex sharing the living quarter) では 25-29 歳の女性の 20%、30-34 歳の 18%、35-39 歳の 15%、40-44 歳の 12% が同棲している。(1998 年の National Survey of Family and Household では、それぞれ 24%、24%、22%、15%、Current Population Survey の POSSLQ 値を使うと、それぞれの年齢層で、19%、15%、10%、9% と推計される。

3. 出生動向

イギリス 女性1000人あたりの出生数(年齢別)

	1961	1971	1981	1991	1996	1997	1998
20歳未満	37	50	28	33	30	30	31
20-24歳	173	154	107	89	76	75	74
25-29歳	178	155	130	120	107	105	102
30-34歳	106	79	70	87	89	89	90
35-39歳	51	34	22	32	37	39	40
40歳以上	16	9	5	5	7	7	8
全年齢	91	84	62	64	60	60	59

Social Trends 30

アメリカ 女性1000人あたりの出生数(年齢別)

	1971	1981	1991	1996	1997	1998
15~19歳	64.5	52.2	62.1	54.4	52.3	51.1
20~24歳	150.1	112.2	115.7	110.4	110.4	111.2
25~29歳	134.1	111.5	118.2	113.1	113.8	115.9
30~34歳	67.3	61.4	79.5	83.9	85.3	87.4
35~39歳	28.7	20	32	35.3	36.1	37.4
40~44歳	7.1	3.8	5.5	6.8	7.1	7.3
45~49歳	0.4	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4
15-49歳			69.6	65.3	65	65.6
TFR	2.266	1.812	2.073	2.027	2.032	2.058

Monthly Vital Statistics Report, Vol. 48, No. 3 March 28, 2000

ニュージーランド

オーストラリア

	1962	1971	1981	1991	1996	1997	1995
15~19歳	53.7	67.9	38.0	33.8	33.1	33.0	20.5
20~24歳	265.4	210.8	123.1	95.2	81.0	79.1	66.7
25~29歳	258.7	200.1	146.6	150.0	119.3	116.5	121.6
30~34歳	152.3	102.1	69.9	105.1	105.3	108.5	106.1
35~39歳	74.9	41.3	20.2	38.0	44.6	47.5	42.5
40~44歳	23.4	12.2	4.41	5.89	7.98	8.78	7.2
45~49歳	1.96	0.87	0.25	0.26	0.43	0.38	0.3
15-49歳							
TFR	4.19	3.18	2.01	2.09	1.96	1.97	1.82

Statistics New Zealand, Demographic Trends, 1998;

UN Demographic Yearbook, 1997

各国の出生の傾向を簡単にまとめる。

イギリス：20代で子どもを産む女性が減ってきている。1937年生まれの女性は30歳までに平均1.9人の子どもを産んでいたが、1967年生まれの女性の場合は1.3人だった。第一次世界大戦後、出生が急激に低下した。その後、急激に上昇し、戦後のベビーブームがあった。のち、1920年後半までさがり、1930年代、第2次世界大戦まで低いままであった。戦後、またベビーブームがあった。

1960年代に、またピークに達した後、1970年代に出生数が減少しはじめ、1976年では、680,000のみで、今世紀に入って初めて死亡数が出生数を上回った。80年代には、再び徐々に数が増え、1990年には800,000までになったが、1997年にかけて726,000まで落ち続けた。

出生率の方は、1960年代前半から1977にかけて低下した。それ以降多少の増加はあったが、1980年以降は大体安定している。しかし、出生率は女性の年齢によってばらばらで、年齢の高い女性の出生率は1980年代前半から上昇しているが、年齢の若い女性の方は低下している。

35-39歳の出生率が最も急激に増加している。1961年の率よりは低いが、1981年から1997年の間に倍になっている。25-29歳の女性の出産が一番多いことは以前と変わっていないが、1992年以来、30-34歳の出産率の方が、20-24歳の出生率よりも高くなっている。

アメリカ：戦後1947年から1964年まで、アメリカの合計特殊出生率は3.0を上回っており、これを戦後のベビーブームと見なす。1945年に2.49、翌年に2.94、そして1957年が一番高く、3.77であった。1960年代後半から1970年代には、低下を続け、1976年には最低値の1.74になった。その後、1986年までは1.75から1.84の間で安定していた。1987年からは、再び上昇傾向を見せ、1990年には2.081までになった。以後、1995年の2.019まで低下したが、96、97、98年の3年連続で上昇し、1998年現在では、2.058である。

ニュージーランド：1935年にTFRは2.2までさがったが、第2次世界大戦後、結婚と出産が増加し、1947年には3.6になった。戦前は結婚しない人が多かったが、戦後、結婚年齢が下がり、結婚はほぼあたりまえになった。子どものいないカップルあるいは1人しか持たないカップルは少なくなった。1946年から1965年までは、ベビーブームである。

合計特殊出生率は、1961年の4.3をピークにし、1981年まで下降し続けた。のち、1991年にかけて多少増加したが、また下降傾向にあり、出産を遅らせる傾向がずっとつづいている。1996年は1.96、1997年は1.97である。1980年以来、30-34歳の出産が60%の増加をみせており、1997年では1000人あたり108にまでなった。また、35-39歳の出産も1000人に対して48まであがった。一方で、10代20代の出産は13%から36%の率で減少している(Demographic Trend, 1998)。

婚外出産の割合

これらの国では、婚外での出産も多くあり、上記2. 結婚の動向でみられた結婚の遅れや結婚しないことが、必ずしも子供を産まないことには結びついていない。

全d出産のうち、婚外出産が占める割合は、アメリカ 32.8% (1998)、イギリス 37.9% (1998年)、ニュージーランド 42%(1996年)となっている。

4. 家庭動向

(1) 世帯と家族形態

4カ国の世帯形態と家族形態 (%)

	イギリス 1998	AUS 1996	NZ 1996	USA 1998
単身	28	24	20.7	25.7
非親族の成人2人以上	3	/	5.4	/
1世帯家族				
*カップル				
子どもなし	28	34.1	25.0	22.5
子どもあり	23	25.7	34.8	24.6
非扶養子のみ	7	/	/	5.9
*1人親	10	14.0	11.5	13.4
扶養される子どもあり	(7)	+	+	(9.3)
非扶養子のみ	(3)	/	/	(4.1)
複数世帯家族	1	/	2.6	/
その他				8.0

単身世帯の割合が一番低いのはニュージーランドで 20%、次がオーストラリアと続く。イギリスの単身世帯は 28%で一番高く、アメリカは4分の1が単身世帯である。子どものいないカップル世帯が多いのはオーストラリアで、3分の1以上にものぼる。一番少ないのがアメリカの 22.5%である。

1人親家族が全世帯を占める割合は、どこでも 10%を越えている。扶養すべき子どもがいる割合は、ニュージーランドで 35%と高く、他の国では 25%程度であった。

アメリカの「家族世帯」のみをみると、子どもがいない家庭が 51、1人が 20%、2人が 19%、3人以上が 10%であった。

(2) 子どものいる家庭の形態

子どものいる家族だけを見ると、二人親家族の割合は、アメリカが 68%と 1 番低く、他の 3 カ国では、イギリスで 79%、オーストラリアで 78%、ニュージーランドで 75%と、3 カ国とも 4 分の 3 を越えている。どの国でも 2 人親家族が減り、一人親家族が増えていることがわかる。1998 年の一人親の割合は、イギリスとオーストラリアで 21%、ニュージーランドで 24%、アメリカで 23%である。

子どものいる家族の形態

アメリカ (18 歳以下の子どもの家族構成)	1970	1980	1985	1990	1998
2 人親	85	77	74	73	68
母と子ども	11	18	21	22	23
父と子ども	1	2	2	3	4
親がいない	3	4	3	3	4

イギリス	1972	1981	1986	1991-92	1998
*カップル家族	92	88	87	82	79
子ども 1 人	16	18	18	17	17
子ども 2 人	35	41	41	37	37
子ども 3 人以上	41	29	28	28	25
*1 人親 (母親)	6	10	12	18	19
子ども 1 人	2	3	4	5	6
子ども 2 人	2	4	5	7	7
子ども 3 人以上	2	3	3	6	6
*1 人親 (父親)	1	2	2	1	2
子ども 1 人	-	1	1	-	1
子ども 2 人以上	1	1	1	1	1

オーストラリア (扶養される子どもがいる家族)	1974	1981	1986	1991	1998
1 人親	9.2	13.2	14.6	16.6	21.5

ニュージーランド (1 家族からなり、子どもがいる 家族)	1986	1991	1996
2 人親	81.0%	76.0%	75.2%
1 人親	19.0%	24.0%	24.8%

出典:イギリス: Social Trends 29, 30

オーストラリア ABS (from MacDonal, 2000)

アメリカ: America's Children: Key Indicators of Well-being, 1999

ニュージーランド: Demographic Trends, 1998

5. 就労働向:

(1) 年齢別・性別の労働力率

アメリカ			イギリス			
労働力率 1998			労働力率 1995			
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	結婚して いる女性
16-24	68.4	63.3	16-24			
20-24	82.0	73.0	18-24	87	75	77
25-34	93.2	76.3	24-34	95	73	74
35-44	92.6	77.1	35-44	94	78	79
45-54	89.2	76.2	45-54	89	75	76
55-64	68.1	51.2	55-59	73	54	53
65-74	22.6	13.7	60-64	50	26	26
75+	7.5	2.9	65+	9	4	5
16+	74.9	59.8	16-59	72	55	

出典: Bureau of Labor Statistics

出典: General Household Survey
The Stationery Office

ニュージーランド			
労働力率 1998			
年齢	男性	女性	計
15-19	54.7	53.5	54.1
20-24	82	71.4	76.7
25-29	90.5	68	78.9
30-34	90.8	64.9	77.4
35-39	92.9	70.9	81.5
40-44	91.2	77.2	84.1
45-49	93	80.2	86.6
50-54	89.7	76.5	83.1
55-59	82.9	57.4	70.1
60-64	55.2	32.6	43.8
65+	8.8	3.8	6

出典: Household Labour Force Survey
Statistics New Zealand

イギリスとアメリカのパターンは極めて似ている。年齢による女性の労働力率にそれほど違いがなく、7割以上を保っている。一方、ニュージーランドの場合は、女性の労働力率は、30代前半で1番低く、65%となっている。

下記では、もう少し詳細を見てみる。

(2) 婚姻地位、子どもの有無、年齢による労働力率の違い

アメリカ：子どものいる人の労働力率 (1998年)

	労働力率	(内パートタイム)
18歳未満の子どもがいる		
男性	94.6	
女性	71.8	26
18歳未満のこどもがいて結婚している		
男性	85.1	
女性	70.0	29
末子6-17歳		
男性	93.5	
女性	77.6	23
末子6歳未満		
男性	96.1	
女性	64.9	30

アメリカの母親の労働力率とパートタイムの割合

子どもの年齢	労働力率	(内パートタイム)
3歳未満	61.9	32
2歳	64.4	31
1歳	64.0	33
1歳未満	57.9	33
既婚で子どもが3歳未満	60.7	33
2歳	62.3	33
1歳	62.6	34
1歳未満	57.6	33

アメリカの場合は、子どもを持つ女性の就業率が他国よりも高い。3歳未満の子どもがいる女性でも6割を超えている。うち、3割以上がパートタイムである。

婚姻地位と末子年齢による就労状況

イギリス	末子年齢				扶養子なし	女性全体
	5歳未満	5-10歳	11-15歳	16-18歳		
結婚していない						
フルタイム	9	18	30	44	47	39
パートタイム	18	31	30	30	20	21
失業中	9	9	7	-	5	6
非労働力	64	41	33	20	28	33
計(百万)人	0	0.6	0.3	0.1	4.4	6.1
結婚・同居						
フルタイム	20	26	36	40	49	37
パートタイム	37	48	42	41	26	34
失業中	4	3	2	-	2	3
非労働力	40	23	20	17	23	26
計(百万)人	2.4	1.6	1.2	0.5	5.2	10.9

イギリスでは、結婚あるいは同棲関係にあり、就学前の子どもがいる女性の10人中6人が就労していた。シングル女性（現在結婚していない人）の場合は3分の1であった。Meeting the Childcare Challenge では、就業していない母親の5分の4は、よい保育所があれば働くと考え、7分の1の母親がよい保育所がないことを働いていない理由にあげている。

オーストラリア：

1時間以上就労している母親の割合（2人親の家庭）

子どもの年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	小学校	中学以上
子ども1人	28	50	62	63	69
子ども2人*					
1-2歳	22	48	48	53	/
3-5歳	24	/	45	56	/
小学校	27		56	65	67
中学以上					75
子ども3人**			就学前 2人	小学校 2人	中学以上 2人
就学前1人+	/	/	26	49	N/a
小学校1人+	/	/	33	61	74
中学以上一人+	/	/	N/a	64	70

1%サンプル、オーストラリアのセンサスより。

*子ども2人の場合は、一人の年齢が行に、もうひとりの年齢が列に示されている。

**子ども3人の場合は、一人の年齢が行に、あとのふたりの年齢層が列に示されている。

0歳の子どもがいる母親の就業率は3割に満たなかった。1-2歳の子どもがいる母親は、子どもが2人までの場合は、半分が就労している。子どもが3人の所では、就学前の子どもが2人以上いると、就労している率は3割程度である。3人子どもがいても、全員が小学校以上になると6割を超え、中学生以上では7割以上になっている。子どもの年齢によって就業パターンが違っていることが明らかである。

ニュージーランド：就学前の子どものいる人の労働力率

	1986年	1991年	1996年
2人親家族			
男性	95.2	84.3	86.5
女性	37.1	40.1	55.8
一人親家族	—	—	
男性			60.7
女性			34.6

ニュージーランドでも、就学前の子どもがいると女性の就業率は55%で、20代から40代の女性全体の労働力率6, 7割よりも、低くなっている。

II. アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの家族政策

OECD Labour Market and Social Policy の Social and Health Policies in OECD countries: A Survey of Current Programmes and Recent Developments によると、4カ国の政策は以下のように要約できる。

	イギリス	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ
出産手当		予防接種との関連で、3回支給		
母親手当	6週間平均賃金の9割、のち12週間は基本額。保険無加入の場合、さらに低い基本額で18週間	無給休暇（雇用主によっては有給。女性の17%）	病気手当と同額で6カ月、大体が1人親が対象。所得テストあり。	様々な収入返還あり。最高で52週間までを5州で受けられる。
両親休暇		12カ月無給休暇		無給12週間（家族および医療的理由） 公務員24時間有給休暇子ども関係のことで。
家族手当	16歳（学生19歳） 低所得家族に多額現金 所得テストなし	16歳（学生18歳） 低所得家族に多額現金、減税 現金13-15 減税0-4 所得テスト	18歳 低所得家族 12歳以上 所得テスト	TANFにより州にブロック・グラント。
保育へのアプローチ	保育施設は1人親が就労するために必要と認識されている。 1998年保育費の税クレジットが導入。（就労する家族のための税クレジットの一部として）	低中所得層の働く家族に手頃な保育施設を提供する。 1985年から保育施設充実プログラム。	保育政策の見直し。1996年女性の雇用インセンティブ向上のため。特に1人親が働きながら子育てをしやすくするため。	福祉政策が変わったこともあり、小さな子どものいる母親の就労が増え、保育施設の充実へのプレッシャーとなっている。 各州で総合的かつ融通性のある保育システムの充実のため、連邦政府から州への予算を増やしている。

OECD Labour Market and Social Policy, Occasional Papers, No. 33 Social and Health Policies in OECD countries: A Survey of Current Programmes and Recent Developments.

1. イギリス：

(1) 出産

- ・ 出産費用は国民保険によってカバーされている。(公務員を含めた単一の制度)
- ・ 出産給付：出産のため就労できない女性には、出産前の15週までの26週間継続して同じ使用者に雇用されていたこと、11週間以内に出産が予定されていることを条件に、使用者から決定出産給与 (Statutory Maternity Pay) が産前産後合計18週間支給される。

1997年の週ごとの額：55.70ポンド(最初の6週間は受給者の平均賃金の9割の方が高ければその額が支給される。) 出産前15週目に就労していない者の額は48.35ポンド。被扶養配偶者がいる場合は、29.15ポンド加算される。

決定出産給与が支給されない者には、保険料拠出要件を満たしていることを条件として、国民保険から出産手当 (Maternity Allowance) が支給される。出産手当は出産前11週目から18週間受けることができる。保険料拠出要件は、出産前15番目の週を最後とする52週のうち、「26週間以上保険料を納めていたことである。

出産手当も決定出産給与いずれも受けられない者で出産のため就労できない者には、「就労不能給付」が支給されることもある。

・ 出産支出金 (社会基金より) Maternity Payments

所得補助、所得調査制求職者手当、家族クレジット、障害者就労手当を受給中の母親に対して給付される。

(2) 児童給付 (Child Benefit) 1998年では第1子11.45ポンド、第2子以降9.30ポンド)

無拠出で、所得に関係なく支給される。非課税。16歳未満の子どもを養育している者(通常は母親に)に支給される。国内居住要件あり。(一人親手当として加算されていた分は、1998年7月から廃止された。所得補助か所得調査制求職者手当のみ、新規可能となる。) この手当が最も多くの家族に支給されており、グレートブリテンでは、96-97年、7百万人以上の人が受けていた (Social Trend 29)。

(3) 保護者手当 (Guardian's Benefit) (第1子9.90ポンド、第2子以降11.30ポンド)

無拠出で所得に関係なく支給され非課税。親を失った子どもを扶養する者に支給される。(その子に対する児童給付の受給資格を有する必要がある、養育費が地方当局から支給されている場合は資格がない。子どもの一方の親がイギリス生まれまたは16歳以降2年間のうち56週をイギリスで生活したことも必要条件である。)

さらに、子どもに関して、低所得家庭にのみ支給されるものがある。

(3) 所得補助 (Income support) (親が無職または就労時間が短い場合)

受給資格 (16歳以上、イギリスに通常居住、資産額8千ポンド以下、就業16時間

未満、24 時間以上就業しているパートナーがいない、フルタイムで教育を受けていない、就労可能であることを要求されていない<ここに妊娠中の女性が含まれる>

(4) 家族クレジット(Family Credit)

子どもが 16 歳未満で親の就労時間が 16 時間以上の低所得家庭に支給される。(給付額は子どもの人数と年齢、所得や資産、保育費用、就労時間によって異なる。) (1998 年では、親に対して 48.80 ポンド、子どもに対して 11 歳までは 12.35 ポンド、11-16 歳は 20.45 ポンド、16-19 歳は 25.40 ポンドで、30 時間手当は 10.80 ポンド、支給基準額は 79.00 ポンドであった。)

2. オーストラリア

1999 年 7 月現在の状況は次の通りである。

(1) 家族手当 Family allowance は、低・中所得家族(所得調査による)で扶養する子どもがいる場合に受けられる。((16 歳未満か、高等学校に通う 18 歳未満で本人が援助を受けていない子)

その他に、Guardian's Allowance (1 人親で家族手当の最低額以上を受けている者対象)、Large Family Supplement (大家族補助)、Multiple Birth Allowance (複数出産手当)や Rent Assistance (家賃補助)も含まれる。全家族の 75%が、これらの援助を受けている。

(2) 家族税イニシアティブ Family Tax Initiative

・家族税金補助: Family Tax Assistance Part A and B:

パート A は、1 人親またはカップル家族の親 1 人に対し、ある一定の収入に満たない場合、子ども 1 人につき、税控除額の上限を上げるものである。パート B は、1 人親を含む主に 1 人が稼ぎ手である家族で、5 歳未満の子どもがいる家庭に対し、納税者の税控除額を高くする。主たる所得者が所得調査をみだし、カップルの場合は、そうでない人のほうも別の所得調査を満たすことが条件である。) およそ全家族の 20%に支給されている。税務局の管轄であり、そこから支給されている。

・家族税給付: Family Tax Payment A and B (家族税金補助と同等のもので、所得補助システムの方から支給される。税制度からの補助だけでは収入が低すぎる家族に支払われる。家族手当の最低額以上を受けられる対象になる額の課税分所得がある家族に支払われる。)

(3) 親給付 Parenting Payment は、(1998 年の 3 月、それまでの Sole Parent Pension と Parenting Allowance) 1 人親あるいはカップル家族のうち 1 人の所得が全くないか低く、16 歳未満の子どもを扶養している場合に支払われる。カップル家族の場合は、基本額と付加額がある。基本の方は、非課税で、資産によらないが、それを受ける親の所得調査がある。付加額の方は、課税の対象になり、両親の資産および所得テストがある。世帯収入

が低い、あるいは、所得補助を受けている場合は、親給付の最高額を受ける。1人親は、課税対象になり、1人親の資産と所得テストによって、1人用の額を受ける。

(4) 母親手当：Maternity Allowance は生まれたあるいは養子にした子ども1人につき、決まった額が支払われる。家族手当と同じ資産および所得調査がある。

母親予防接種手当：Maternity Immunisation Allowance は、1998年1月1日以降生まれた子どもが18カ月になると、子どもの年齢に応じた予防接種を完了（あるいは正式に免除された）していることを条件に、一定額が支給される。

(5) 配偶者扶養払戻金：dependent spouse rebate (with children) 扶養する配偶者および扶養する16歳未満の子ども（フルタイムの学生の場合は25歳まで）がいる場合。扶養される配偶者の収入に対する所得テストがある。1人で16歳未満の子ども（フルタイムの学生の場合は25歳まで）を扶養している場合、1人親払戻金を請求することができる。

なお、2000年の7月から、家族税金給付B、家族税金補助B、配偶者扶養払戻金、1人親払戻金をまとめて、「家族税給付B」(Family Tax Benefit Part B)とし、所得者が1人である家族の援助をすることを目的とする。てまとめられることになっている。

また、親基本給付、保護者手当、家族手当、家族税金給付A、家族税金補助Aが、「家族税給付A」(Family Tax Benefit Part A)としてまとめられ、育児にかかる費用を補助することを目的とする。

(6) 保育費用の援助：

1999-2000年度の保育費用手当について：2000年7月1日より、これまでの保育費用補助 Childcare Assistance と保育費用払戻金 Childcare Rebate が一つの保育費用手当 Child Care Benefit にまとめられる。これには所得テストがある。センターリンク、オーストラリア税務署、メディケア・オフィスの全てに設けられる家族手当課の担当になる。

・年収が28,200ドル未満の家族は、就学前の子ども1人週50時間の保育につき、120ドルが支給される。収入が高くなるにつれ額が少なくなり、最低額は週20.10ドルである。就学中の子どもについては週50時間の保育について102ドルである。就労のために、インフォーマルケアを利用する親には50時間につき20.10ドルが支給される。

- ・フォーマルケアを利用している子どもが2人以上いる場合、加算額が支払われる。
- ・保育費用手当が認定されているケアを利用している家族は、保育施設に直接支払われる方法と年度末に直接その額を自分が受け取る方法のどちらかを選ぶことができる。認定されていない施設を利用している場合は、親が年度末あるいは時期ごとに請求できる。

保育政策は過去2年間、大きく変わってきたため、その効果を検討する調査が実施された。1999年保育センサスおよび保育施設調査の結果が2000年に公表される予定である。今後公表されるデータの他、すでに保育施設の需要や供給および質に関するデータも収集しているが、それらに関しては併せて次年度以降の課題とする。(Australia's Welfare, 1999)。

3. ニュージーランド

社会保障給付の水準は、一般に単身者、既婚者の給付率に扶養されている子どもに対する加給金額を組み込んだ給付率の3類型に区分され、それぞれについて一定額が決まっている。(失業給付、疾病給付、障害給付・退職一時給付、寡婦手当・家事専従手当、在宅介護家事専従手当など)

(1) 所得保障—手当・給付—

生活保護制度にあたる家族扶助手当のなかの児童給付として、さまざまなものがある。児童手当は、1926年の家族手当法によって制度化された。世界初の公的児童手当であった。1946年には、所得制限もなく、国籍や所得制限もなくし第1子からすべての児童を支給対象にする制度に発展した。しかし、財政難のため、1991年の改革により、この制度は廃止された。その後、低所得階層にのみ、生活保護にあたる家族扶養制度に旧制度と同額の手当を移管し、支給するようになった。(1996年4月現在週6nzドルで非課税。)

児童手当の他、児童の所得保障として、孤児給付(要保護児童を世話する際、主たる保護者で18歳以上の場合支給される)、要保護児童手当(孤児手当と同額)、障害児手当、青少年自立手当、求職手当などもある(1996年社会保障)。

保育委託補助金も、所得保障のひとつで、低所得家庭で就労のため保育センターに子どもを保育委託せざるを得ない場合に支給される特別補助。(6ヶ月ごとに再申請をして原則として12ヶ月まで補助を受けられる。週69.60NZドルを上限とする補助額)。同様に、母親に対する諸手当もあり、その一つが家事専従手当(domestic purposes benefit)で、扶養する子ども一人につき211.04NZドルの給付プラス家族・家庭状況による付加給付が支給される。これは、18歳以上または法的結婚の経験のある16歳以上の母子家庭で、子どもの世話のために専任職につけず収入が十分でない女性の生活費の補助である。

(2) 税制度

子どものいる家族は税制度によっても援助されている。

ファミリープラスFamily Plusの中に、Parental Tax Credit, Child Tax Credit, Family Tax Creditが含まれている。低および中所得の家族に、出産後、最高1200ドルまで援助するもので、26000の家族に資格があり、うち9割はフルの援助を受けると予想される。2000年4月1日より、税金申告の書類にこのカテゴリーができる。

・親税クレジット Parental Tax Credit: 出産後8週間、経済的援助をする。

1999年10月以降に生まれた子について適用。子ども一人につき、最高12000ドルまで。週150ドルまでを限度に、子どもひとりにつき8週間まで支給される。

- ・児童税クレジット Child Tax Credit (以前の名称: Independent Family Tax Credit) 自立した家族のための税クレジットは、「国に依存していない家族」のための補助である。
- ・家族税クレジット family tax credit (以前の名称は Guaranteed Minimum Family Income 最低収入保障所得税クレジット) は、1986年に設置され、フルタイムで働く家族で子どもがいる家族に、最低限の所得を保障している (Ministry of Finance, Feb, 1996, Tax Policy and Social Policy Programme)。
- ・児童の医療サービスは無料である。

4. アメリカ:

(1) 妊娠差別禁止法

1978年に、Pregnancy Discrimination Act 妊娠差別禁止法が設定され、雇用主は、雇用の妊娠、出産、あるいは妊娠に関わること症状等によって差別することは違法である。したがって、妊娠を理由に、女性に職を失わせる、採用しない、昇格させないことはできない。

(2) 家族医療休業法

1993年の Family and Medical Leave Act は、親が職場と家庭のニーズをバランスすることを目的に、12ヶ月間で、休業後の職が保障され、12週間(無給)までの休みをとることができる。これは、国レベルの初の育児にも使える休業制度である。

この制度を利用できる条件は、次の通りである。

- ・その雇用主に1年以上雇用されていること
- ・過去12ヶ月に1250時間以上働いたこと、
- ・該当する職場から75マイル周内にある50人以上の規模のところで働いていること。

(なお、この休業、出産や育児のみを扱うものではなく、養子をもたらったとき、子どもをフォスターする場合、また、子ども、配偶者、親や自分自身の病気のため)にも取ることができる。

(3) 家族医療休業法の設立とその利用状況

この法案は、1985年にコロラド州の下院議員パット・ショローダーによって提案されたが、誰もスポンサーにならなかった。1990年には、その案が議会ではとおったが、ブッシュ大統領により、市場に政府が介入することになる、という理由で拒否された。1992年にも、同様に大統領によって拒否された (Harrington, 1999)。

この休業制度を利用できる条件を満たす女性は、就労している女性の半分のみである。1960年代では、3分の1の女性が産前産後あるいは病気休業によって、妊娠中の休業がカバーされていた。FMLAは、女性皆には適用できず、問題は多いが、この制度によって出産